

資料 3

部会決議報告

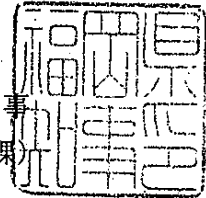
英彦山鳥獣保護区特別保護地区の指定について



5自第401号
令和5年8月7日

福岡県環境審議会会長 殿

福岡県知事
(環境部自然環境課)



英彦山鳥獣保護区特別保護地区の指定について（諮問）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第4項において準用する同法第4条第4項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

英彦山鳥獣保護区特別保護地区の指定について

2 諮問理由

法第29条第1項の規定により、知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができる。とされている。

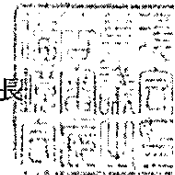
英彦山鳥獣保護区特別保護地区については、令和5年11月14日をもって存続期間が満了するが、引き続き森林に生息する鳥獣の保護を図る必要があることから、当該区域を特別保護地区に再度指定するため、諮問を行うもの。



5 福環審第5号
令和5年10月13日

福岡県知事 殿

福岡県環境審議会会長



英彦山鳥獣保護区特別保護地区の指定について（答申）

令和5年8月7日付5自第401号で諮問のあったことについて、下記のとおり答申します。

記

英彦山鳥獣保護区特別保護地区の指定については、適当である。

英彦山鳥獣保護区特別保護地区の指定について

(1) 特別保護地区の名称

英彦山鳥獣保護区特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域及び面積

田川郡添田町大字英彦山字英彦山1、字樋ノ口5、字智室6の1から6の4まで、7の2、8から10まで、字二ノ御岳26の3、26の5から26の7まで、字鷹巣原32の2、32の4及び字一ノ岳36並びに田川郡添田町に所在する国有林遠賀川森林計画区3068林班及び3070林班の区域一円

(3) 特別保護地区の存続期間

令和5年11月15日から令和15年11月14日まで（10年間）

(4) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(5) 特別保護地区指定の理由

英彦山鳥獣保護区は、福岡県の東部にあって、大分県との県境の山域に位置し、東部及び南部を山岳が連なり、浸食された集塊岩質安山岩による複雑な地形のため、様々な植生が見られる。山麓部には、シイ・カシ等の照葉樹を主とする自然林が広がり、一部にはヤマザクラ・コナラ等の夏緑樹も見られるのに対し、標高800m以上の地域は、主としてブナ・ミズナラ等の夏緑樹林となっており、一部にはモミ・ツガ等の針葉樹林も見られる。また、英彦山、障子ヶ岳の岩上にはヒノキ自然林が点在している。このような自然性の高い様々な植生がモザイク状に分布しているため、クマタカ（福岡県絶滅危惧ⅠB類）、コノハズク（福岡県絶滅危惧ⅠA類）、ブッポウソウ（福岡県絶滅危惧ⅠA類）をはじめ、多様な鳥獣が生息している。

特に当該鳥獣保護区の中でも、英彦山には、ブナやシオジの原生林が残されており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として、重要な区域となっている。また、標高1,199mの英彦山は、大陸と日本又は日本列島を移動する鳥類の渡りの中継地ともなっている。さらに、福岡県レッドデータブック2011では、コノハズク及びコマドリ（福岡県絶滅危惧ⅠA類）については、英彦山が県内唯一の繁殖地とされている。

このため、当該区域は、英彦山鳥獣保護区内でも特に重要な地域であると認められることから、引き続き特別保護地区に指定し、鳥獣の生息地の保護を図るものである。

(6) 保護管理方針

ア 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

イ 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。

- ウ 全域が耶馬日田英彦山国定公園に指定されていることから、関係機関とも連携を図りながら、適正な保全を図るものとする。

英彦山鳥獣保護区特別保護地区位置図



1:600,000	
凡 例	
	鳥獣保護区
	特別保護地区

英彦山鳥獣保護区区域図

